

(郡山市民ふれあいプラザ条例の一部改正)

第48条 郡山市民ふれあいプラザ条例(平成13年郡山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 <u>ふれあいプラザの使用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第2条の3 <u>ふれあいプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u></p> <p>(賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>(1) 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">午前10時から 午後2時まで</th> <th style="text-align: center;">午後3時から 午後7時まで</th> <th style="text-align: center;">午前10時から 午後7時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室全室</td> <td style="text-align: center;">7,800円</td> <td style="text-align: center;">7,800円</td> <td style="text-align: center;">15,600円</td> </tr> <tr> <td>展示室1</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>展示室2</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>展示室3</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>第1控室</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2控室</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	午前10時から 午後2時まで	午後3時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで	展示室全室	7,800円	7,800円	15,600円	展示室1	2,400円	2,400円	4,800円	展示室2	2,400円	2,400円	4,800円	展示室3	3,000円	3,000円	6,000円	第1控室	500円	500円	1,000円	第2控室	500円	500円	1,000円	<p>(賠償責任)</p> <p>第11条 使用者は、ふれあいプラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、<u>その損害を賠償しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、<u>その額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>(1) 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室全室</td> <td style="text-align: center;">1日につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>展示室1</td> <td style="text-align: center;">1日につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>展示室2</td> <td style="text-align: center;">1日につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>展示室3</td> <td style="text-align: center;">1日につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>第1控室</td> <td style="text-align: center;">1日につき 500円</td> </tr> <tr> <td>第2控室</td> <td style="text-align: center;">1日につき 500円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用料	展示室全室	1日につき 10,000円	展示室1	1日につき 3,000円	展示室2	1日につき 3,000円	展示室3	1日につき 4,000円	第1控室	1日につき 500円	第2控室	1日につき 500円
室名	午前10時から 午後2時まで	午後3時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで																																								
展示室全室	7,800円	7,800円	15,600円																																								
展示室1	2,400円	2,400円	4,800円																																								
展示室2	2,400円	2,400円	4,800円																																								
展示室3	3,000円	3,000円	6,000円																																								
第1控室	500円	500円	1,000円																																								
第2控室	500円	500円	1,000円																																								
室名	使用料																																										
展示室全室	1日につき 10,000円																																										
展示室1	1日につき 3,000円																																										
展示室2	1日につき 3,000円																																										
展示室3	1日につき 4,000円																																										
第1控室	1日につき 500円																																										
第2控室	1日につき 500円																																										

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。
- 3 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後7時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 特別使用料

種別	使用料
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場合 基本使用料の額の100分の20に 相当する額
	入場料が501円以上の場合 基本使用料の額の100分の40に 相当する額
販売宣伝加算料	(略)

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「販売宣伝加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。  
(1) 入場料徴収加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、この表の種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他

備考 第1控室及び第2控室については、展示室を使用しない場合は、使用することができない。

(2) 加算使用料

種別	使用料
入場料徴収加算使用料	入場料が500円未満の場合にあっては、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が500円以上の場合にあっては、基本使用料の額の100分の40に相当する額
販売宣伝加算使用料	(略)

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。)を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料

(2) 販売宣伝加算料 使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料

2 (略)

3 特別使用料の算定に用いる基本使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 (略)

5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 (略)

3 「入場料徴収加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

4 「販売宣伝加算使用料」とは、使用者がふれあいプラザを使用するに際し、作品の販売又は作品の展示を通じた宣伝をする場合に基本使用料に加算される使用料をいう。

5 (略)

(3) 附属設備及び器具使用料

設備及び器具名	使用単位	使用料
スポットライト	1台1日	50円
持込電気器具	1台当たり1日	300円

郡山市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

第49条 郡山市民交流プラザ条例（平成13年郡山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の2 <u>交流プラザの使用時間は、午前10時から午後9時までとする。</u> <u>ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる</u></p> <p>○</p>	

(休館日)

第2条の3 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(賠償責任)

第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

室名	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
大会議室全室	2,800円	5,600円	4,200円	8,400円	9,800円	12,600円
大会議室1	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
大会議室2	1,400円	2,800円	2,100円	4,200円	4,900円	6,300円
第1会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第2会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
第3会議室	1,200円	2,400円	1,800円	3,600円	4,200円	5,400円
特別会議室	1,900円	3,900円	2,900円	5,800円	6,800円	8,700円
和室全室	1,200円	2,600円	2,000円	3,800円	4,600円	5,800円
和室1	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円
和室2	600円	1,300円	1,000円	1,900円	2,300円	2,900円

備考

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上

(賠償責任)

第11条 使用者は、交流プラザの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表（第6条関係）

1 施設使用料

室名	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
大会議室全室	2,000円	3,600円	3,600円	5,600円	7,200円	9,200円
大会議室1	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
大会議室2	1,000円	1,800円	1,800円	2,800円	3,600円	4,600円
第1会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第2会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
第3会議室	800円	1,500円	1,500円	2,300円	3,000円	3,800円
特別会議室	1,500円	2,500円	2,500円	4,000円	5,000円	6,500円
和室全室	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
和室1	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
和室2	500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円

げて計算する。

2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前10時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

3 前項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

## 2 設備使用料

種別	単位	使用料	摘要
コントロール卓	1式1回	2,100円	(略)
(略)			

## 2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料	摘要
コントロール卓		1式1回	2,000円	(略)
(略)				
ビデオプロジェクター		1式1回	1,000円	
オーバーヘッドプロジェクター		1式1回	500円	
マイク装置		1式1回	100円	
ワイヤレスマイク装置		1式1回	200円	
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超	1回	200円	

備考

1～3 (略)

4 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

え 1キロワット以下の場合			
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円	
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円	

備考

1～3 (略)